

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（以下「本協議会」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本協議会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費で、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本協議会は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、本人の申出により辞退することができる。

- 2 評議員及び非常勤役員には、評議員会又は理事会に出席の都度、1日当たり1万円を支給することができる。
- 3 常勤役員（常務理事を除く。以下次項、次条及び第6条第2項において同じ。）には、外郭団体等に勤務する元本市職員の給与に関する基準（以下「給与に関する基準」という。）に準じて役員報酬を支給する。ただし、職務従事日数が週5日に満たない者については、「給与に関する基準」の額に週当たりの職務従事日数を5で除した数を乗じた額を報酬として支給する。
- 4 常勤役員には、「給与に関する基準」に基づき期末手当を支給することができる。

(報酬の支給日等)

第4条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員の給与に関する規程に準ずる。

(費用)

第5条 本協議会は、非常勤役員等が職務の執行に当たって負担した費用については支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与に関する規程に準ずる。

(公表)

第6条 本協議会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に在任する常勤役員に支給する退職慰労金については、なお従前の例による。